

山形県山村振興基本方針

平成29年10月

山 形 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 振興山村の概要	1
2 自然的条件	2
3 社会的経済的条件	3
II 現状と課題	6
1 山村振興対策の実施状況と評価	
2 山村振興の現状と今後の課題	
III 振興の基本方針及び振興施策	7
1 振興の基本方針	
2 振興施策	
(1) 交通施策に関する基本的事項	7
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	7
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	8
(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	8
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	9
(6) 文教施策に関する基本的事項	9
(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	10
(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	10
(9) 集落整備施策に関する基本的事項	11
(10) 国土保全施策に関する基本的事項	11
(11) 交流施策に関する基本的事項	11
(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	12
(13) 担い手施策に関する基本的事項	12
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	13
(15) その他施策	13
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	14

山村振興基本方針書

都道府県名	山形県
作成年度	平成 29 年度

I 地域の概況

1. 振興山村の概要

- ・本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全 35 市町村のうち 26 市町村（54 地域）となっている。

本県の振興山村の概要

区 分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	26	74.3 %
面 積	9,323 k m ²	5,651 k m ²	60.6 %
人口	1,123,891 人	99,573 人	8.9 %
若年者等比率(15～64 歳)	57.1 %	53.5 %	—
高齢者比率(65 歳以上)	30.8 %	36.1 %	—

(注)・市町村数は、平成 29 年 4 月 1 日現在。面積は、平成 27 年度全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。人口は、平成 27 年国勢調査

本県の振興山村の指定状況

郡 名	現市町村名 H27. 4. 1	(合併前市町村名) H11. 3. 31	旧市町村名 S25. 2. 1
	山形市		山寺村、高瀬村、東沢村
	米沢市		万世村、山上村、南原村、三沢村
	鶴岡市	鶴岡市	田川村
		朝日村	本郷村、大泉村、東村（全域）
		温海町	福栄村、山戸村
	酒田市	八幡町	大沢村、日向村
		平田町	田沢村、北俣村
	寒河江市		白岩村
	上山市		東村、山元村
	天童市		田麦野村
	東根市		東郷村、高崎村
	尾花沢市		玉野村、常盤村
	南陽市		吉野村、金山村
西村山郡	西川町		西山村、川土居村、本道寺村、大井沢村（全域）

西村山郡	朝日町		西五百川村
西村山郡	大江町		七軒村
最上郡	金山町		金山町（全域）
最上郡	最上町		東小国村、西小国村（全域）
最上郡	舟形町		堀内村
最上郡	真室川町		安楽城村、及位村
最上郡	大蔵村		大蔵村（全域）
最上郡	鮭川村		豊田村
最上郡	戸沢村		古口村、角川村
東置賜郡	高畠町		和田村、二井宿村
東置賜郡	川西町		玉庭村
西置賜郡	小国町		小国町、南小国村、北小国村、津川村（全域）
西置賜郡	白鷹町		鮎貝村
西置賜郡	飯豊町		豊川村、中津川村
東田川郡	庄内町	立川町	立谷沢村

2. 自然的条件

ア 地理、地勢

- ・本県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。北は秋田県、東は宮城県、東南は福島県、西南は新潟県にそれぞれ隣接し、東西約 97km、南北約 164km で東西に狭く南北に長い。総面積は 9,323km² で全国第 9 位、東北 6 県で 5 位の広さとなっている。
- ・地勢については、奥羽山脈、出羽山地及び越後山脈との間に置賜、村山、最上の 3 盆地を挟み、日本海沿岸に庄内平野が広がる。これを最上川が貫流し日本海に注いでいる。これらの山間部の地域が振興山村となっている。
- ・本県の振興山村市町村は 26 市町村（平成 29 年時点）であり、このうち振興山村（昭和 25 年 2 月の市町村数で 54）の面積は、5,651km²（全県面積の 61%）となっている。

イ 気候

- ・本県の気候は、日本海に面する沿岸部と内陸部に大別され、内陸部は更に置賜、村山、最上の 3 地域に分けられる。庄内平野を中心とする海岸部は海洋性気候の特徴を持ち、多雨多湿で冬季には北西の季節風が強く、吹雪くこともある。
- ・内陸部は一般的に気候が温暖で気温較差が大きい。新庄市を中心とする最上地域は積雪が多く夏季には大雨となることも多い。山形市を中心とする村山地域の平野部は一般的に雨、雪とも少ないが、月山、朝日山系の山間部は全国有数の多雨・多雪地帯となっている。米沢市を中心とする置賜地方は穏やかな気候であるが、吾妻山系の山間部は多雪地帯となっている。

降水量及び平均気温

	平均気温 (平年)	年間降水量 (平年)	年間日照時間 (平年)
山形市	11.7℃	1,163.0 mm	1,613.3 h
酒田市	12.7℃	1,892.4 mm	1,552.1 h
新庄市	10.7℃	1,855.8 mm	1,323.0 h
米沢市	11.2℃	1,362.8 mm	1,574.0 h

3. 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

- ・本県における振興山村の人口 (H27) は、99,573 人と県全体の 8.9% を占めている。
- ・振興山村の人口減少は、平成 12 年と比較して 25.3% の減少となっており、県全体の 9.7% の減少を大きく上回っている。
- ・年齢構成で見ると、14 歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより年々減少しており、平成 27 年では 10.4% となっている。また、65 歳以上の高齢者の割合は年々増加し、平成 27 年には 36.1% となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村			
	総数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H12	133,278 (100%)	96,520 (72.4%)		36,758 (27.6%)
H17	121,642 (100%)	15,069 (12.4%)	69,320 (57.0%)	37,253 (30.6%)
H22	110,401 (100%)	12,263 (11.1%)	62,223 (56.4%)	35,915 (32.5%)
H27	99,573 (100%)	10,319 (10.4%)	53,286 (53.5%)	35,968 (36.1%)
H12～H27 の増減	△33,705 (△25.3%)	△32,915 (△34.1%)		△790 (△2.1%)

年度	県全体			
	総数	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
H12	1,244,147 (100%)	186,182 (15.0%)	772,100 (62.1%)	285,590 (23.0%)
H17	1,216,181 (100%)	166,653 (13.7%)	739,030 (60.8%)	309,913 (25.5%)
H22	1,168,924 (100%)	149,759 (12.8%)	694,110 (59.6%)	321,722 (27.6%)
H27	1,123,891 (100%)	135,760 (12.1%)	639,336 (57.1%)	344,353 (30.8%)
H12～H27 の増減	△120,256 (△9.7%)	△50,422 (△27.1%)	△132,764 (△17.2%)	58,763 (20.6%)

出典：国勢調査、該当市町村調査

イ 産業構造の動向

- ・ 本県及び県内振興山村の双方において第1次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村においては15.8%が依然第1次産業に従事しており、県全体と比べて5.8ポイント高くなっている。また、第3次産業の就業者数は、県全体と比べて11.6ポイント低くなっている。

産業別就業者数の動向

(単位：人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H12	72,763 (100%)	12,285 (16.9%)	30,396 (41.8%)	30,082 (41.3%)	641,912 (100%)	71,049 (11.1%)	223,328 (34.8%)	347,535 (54.1%)
H17	62,694 (100%)	10,388 (16.6%)	21,066 (33.6%)	31,240 (49.8%)	608,659 (100%)	66,700 (11.0%)	185,752 (30.5%)	356,207 (58.5%)
H22	54,894 (100%)	8,674 (15.8%)	19,368 (35.3%)	26,852 (48.9%)	556,178 (100%)	55,606 (10.0%)	164,010 (29.5%)	336,562 (60.5%)

出典：国勢調査、該当市町村調査

ウ 土地利用の状況

- ・ 県内の振興山村の林野率は84.8%であり、県全体の林野率69.1%より15.7ポイント高く、振興山村の耕地等の割合は3.0%となり、県全体の耕地等の割合10.8%と比べて7.8ポイント低くなっている。

土地利用の状況

(単位：ha)

年度	振興山村					
	総土地面積	耕地面積				林野面積
		田	畑	樹園地		
H22	564,865 (100%)	17,573 (3.1%)	14,587 (83.0%)	2,129 (12.1%)	857 (4.9%)	481,674 (85.3%)
H27	565,107 (100%)	16,813 (3.0%)	14,058 (83.6%)	2,031 (12.1%)	725 (4.3%)	479,303 (84.8%)

年度	県全体					
	総土地面積	耕地面積				林野面積
		田	畑	樹園地		
H22	932,346 (100%)	104,686 (11.2%)	87,109 (83.2%)	9,296 (8.9%)	8,282 (7.9%)	646,819 (69.4%)
H27	932,315 (100%)	100,792 (10.8%)	84,963 (84.3%)	8,396 (8.3%)	7,432 (7.4%)	643,835 (69.1%)

出典：農林業センサス、該当市町村調査

エ 交通・通信の状況

- ・ 振興山村においても市町村道の改良は進んできているが、個々の市町村の振興山村以外と整備状況を比べてみた場合、その整備水準に格差がある。また、冬期間における必要な路線・幅員の確保も含めて整備を図る必要がある。
- ・ 振興山村において、ごく一部まだ利用できない地域が残されているものの、大半のエリアで通信事業者や市町村によるブロードバンド（インターネット）や携帯電話等の情報基盤整備が進んでいる。

Ⅱ 現状と課題

1. 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年から47年にかけて54地域が振興山村として指定されている。現在では26市町村が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から新法対策（平成27年～）に至るまで、6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施され、産業基盤や生活環境等の整備は着実に成果を挙げている。

2. 山村振興の現状と今後の課題

本県の振興山村においては、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化が進行している。

さらに、本県の総人口は、平成22年から平成52年までの30年間で約30%減少し、65歳以上の高齢者の割合は約40%になると推計されている。これまでの傾向を踏まえれば、振興山村においては、これを上回る早さで人口減少や高齢化が進むものと予想される。

こうした中、振興山村では、集落機能や森林・農地の管理機能が低下しており、耕作放棄地の増加や野生鳥獣被害の増加などで荒廃が進み、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

一方で、都市に住む若者を中心に農村への関心が高まっており、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きがみられるほか、定年退職を契機とした農村への定住志向も見られるようになってきている。

これらに鑑みれば、今後の山村振興に当たっては、その有する資源や魅力を最大限に活かして若年者等の働き世代の雇用と所得を確保し、山村の活力向上のため都市との交流や移住の促進を図るとともに、増加する高齢者が安心して生活できる環境を整備していくことが必要である。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1. 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、自然と調和した美しい景観や県土の保全といった公益的機能を果たしているだけでなく、地域に根ざした伝統文化の継承など多様な役割を担っており、地域間交流の促進や情報化の推進等を図ることにより、個性豊かで魅力的な地域社会を形成し内外の人々を惹きつける源になるなど、これからの県土づくりにおいて大きな役割を果たしていくことが期待される。

そのため、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展と定住等の促進を目指し、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興等により山村における雇用と所得を確保するとともに、都市と山村との交流を支援するための体制整備や交通、情報通信、生活環境といった社会インフラの整備はもとより、今後増加する高齢者への福祉サービスの充実等により住民福祉の向上を図るなど、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

これらを達成するため、山村地域が有する役割や直面している課題等を考慮しつつ、山村地域をみんなで支え合うという視点に立って、次のとおり各施策において山村振興対策に取り組んでいく。

2. 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、鉄道、バス等の生活交通の維持・確保に努める。

主な施策

- ・生活圏間・主要都市間ネットワークの整備推進
- ・生活幹線道路ネットワークの整備推進
- ・緊急輸送道路の強化の推進
- ・一般道路の機能向上の推進
- ・予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化
- ・県民協働と効率的な道路維持管理の推進

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

山間部の多い本県では、安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、保健・医療・福祉、防災・安全、住宅など様々な分野で情報化を図るとともに、高度情報通信社会に対応したひとづくりやインターネット等情報通信ネットワークを利用できる基盤整備を進める。

主な施策

- ・地域におけるニーズを踏まえた生活に密着した情報通信基盤の整備

- ・高度情報通信社会を担うひとづくり

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このような状況を踏まえ、山村の基幹産業である農林水産業の振興を図るとともに、他産業の基盤整備と併せて、農林水産業の生産の場だけではなく、多面的機能の基盤となる農地、多面的機能を有する森林及び山村環境の基盤整備を進める。

主な施策

- ・ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、荒廃農地の抑制・活用対策を推進
- ・豊富な農林水産物などの資源を活用した産業の誘致など地域の特性に応じた企業立地を促進
- ・間伐など森林整備の基盤となる林道・作業道等の林内路網の整備や高性能林業機械の導入・配備を促進

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

農林水産業従事者の高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下しており、農林水産業の生産性向上・経営効率化施策に加えて、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細やかな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図るため、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。

主な施策

【農業部門】

- ・適地適作と特産品化を進め、差別化、高付加価値化による所得確保に向けた取り組みの推進
- ・高収益作物への転換を後押しする水田の畑地化・汎用化を推進
- ・農地中間管理機構を活用して、離農者等の農地を担い手に集積するとともに、担い手ごとの農地の集約化を推進
- ・魅力溢れる山形ブランドを形成する県オリジナル品種の開発を推進
- ・県産農林水産物の付加価値を一層高める食品加工技術の開発を推進

【林業部門】

- ・「やまがた森林ノミクス」を担う人材の育成・確保を推進^{※1}
- ・施業の集約化や低コスト作業システムの導入等により、持続可能で収益性の高い森林経営を推進
- ・公共施設及び民間施設の木造化・木質化の取組みや林工連携による木質資源の利活用など、県産木材の利用を促進

※1 「やまがた森林ノミクス」は、森林資源を県民総参加で積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える“緑の循環システム”を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていくもの。

【水産業部門】

- ・内水面漁業について、観光等連携した遊漁者の確保を図るとともに、地域特産となる新たな養殖品種の開発、アユ等の地域の特産加工品の開発など、地域振興と一体となった取組みを強化

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

地域の基幹産業である農林水産業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、農林水産物の生産工程だけでなく、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

また、地域資源である小水力やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの利活用に取り組む。

主な施策

- ・豊かな地域資源を活かした新たなビジネスの芽出しを支援することにより、小規模でも所得と雇用を生み出す経営を創出
- ・農林漁業者自らの6次産業化へのチャレンジを支援
- ・農林漁業者と食品製造業者等との連携により生み出される付加価値の創出・増幅・循環を図る取組みを展開
- ・地域の食品産業や観光産業等との連携を図りながら、新しいビジネスの創出に向け地域の将来構想を下支えするトータルコーディネート活動を推進
- ・地域の豊かな森林資源を「森のエネルギー」、「森の恵み」として活かす「やまがた森林ノミクス」を推進
- ・農業用水と多くの農業水利施設を活用した小水力発電について、売電収入等による農業水利施設の維持管理費の軽減や小水力エネルギーの農業への直接利用に向けた取組みを促進
- ・木質バイオマスの原料加工施設の整備等を支援し、未利用間伐材等の有効利用を促進
- ・地域住民が主体となる地域づくりの取組みを後押しするため、ニーズに応じた専門家の派遣や、リーダー的人材のネットワーク化、NPOとの連携等の支援を展開

(6) 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、都市部に比べより児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

このため、山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、公立小中学校の統合整備等、教育施設の整備をさらに推進するとともに、山村における就学に係る負担を軽減する観点から、遠距離児童生徒や高校通学のための交通機関の確保を図る。また、地域社会における伝統文化の保存、継承対策等を促進するとともに、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。その際、山村外に居住する子供に対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開する。

主な施策

- ・公立小中学校の統合整備等教育施設の整備を推進
- ・集会施設、体育施設、社会教育施設の整備を推進
- ・地域文化の振興等に係る施設の整備を推進
- ・教育環境の整備、生涯学習を推進
- ・史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的・文化的遺産の保存・継承を推進

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

生活環境においては、快適な暮らしの基盤となる上下水道等の整備とともに、ライフスタイルに応じたゆとりある良質な住環境の整備が求められている。

医療においては、医師の不足により、診療日や診療時間が限られているなどの問題を抱えている。

このため、下水道・浄化槽等の汚水処理施設の計画的、効率的な整備、快適な居住環境の確保や生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。また、医師の確保、救急車の整備など医療体制の整備充実を図る。

主な施策

- ・水道施設、汚水処理施設の整備を推進
- ・消防・救急施設の整備と地域防災力、自然災害対策を強化
- ・克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策を推進
- ・美しい景観形成を推進
- ・空き家対策を推進
- ・無医地区等対策を推進
- ・特定診療科に係る医療確保対策を推進

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

本県の山村では、高齢者比率が県平均よりも高いため、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者の割合も高くなると見込まれる。このため、介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で安心して生活ができ、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できるよう地域における保健、医療、福祉の関係機関及び地域住民が連携して、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進する。

主な施策

- ・高齢者の社会参画、生きがいづくりを推進
- ・総合的な介護予防を推進
- ・保健福祉サービス体制の充実を推進
- ・安心を提供できる相談・情報サービスの充実を推進
- ・高齢者を支える地域ケア体制の充実を推進

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

山村集落においては、美しく風格ある国土の形成に寄与するという役割を踏まえ、集落機能の維持向上を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落としての基礎的条件を維持することが困難な場合においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を進める。

主な施策

- ・農林水産業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持活性化を推進
- ・小さな拠点づくりによる日常生活機能等の確保と地域内ネットワークの強化を推進

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、国土や自然環境を保全するとともに、水源をかん養し、国民に必要な資源を供給するなど国民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその有する多面にわたる機能の発揮を図るため、施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

主な施策

- ・県土の保全や水源のかん養を図るため、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等を推進
- ・土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、砂防関係事業、治水、海岸保全等を推進、また、ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保を推進

(11) 交流施策に関する基本的事項

山村と都市との交流は、共生対流を推進するものであり、相互理解を深めながら、人的交流による地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産品の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。また、将来的に UI ターンにつながることも期待される。

このため、山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進に向け、交流施設の整備を促進するとともに、山村の交流情報の収集・提供、人材（体験指導者、地域をコーディネートする人材等）の育成、地域内連携による受入体制整備等幅広い交流の支援体制を整備し、効果的で継続性のある交流事業の促進を図る。

主な施策

- ・農林漁業を体験し農家民宿等に宿泊する個人旅行や教育旅行、企業研修、インバウンドの拡大による、都市と農山漁村との共生・対流を促進
- ・宿泊・体験施設等の整備や地域における受入体制づくりを進めるとともに、体験活動を支援する人材育成を推進
- ・自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備を推進
- ・伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全を推進
- ・保健・休養、体験学習、レクリエーション、森林セラピー等の観光活用など、森林の総合的利用を推進
- ・「農」と「食」を観光資源として発信する取組みの推進

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林漁家戸数の減少や後継者不足、農林水産業就業者の高齢化などによる農林水産業の活力低下により、山村が有する多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、農林産物等の利活用と併せて、生活水準の向上や価値観の変化など、多様化する県民のニーズに的確に対応した森林・農用地等及び山村環境の保全を進める。

主な施策

- ・公益的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進
- ・地域の特性に応じた森林整備を実施し、環境保全を重視した森林づくりを推進
- ・ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備や日本型直接支払の活用等による農地保全を推進
- ・農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全を推進

(13) 担い手施策に関する基本的事項

第1次産業就業者の減少や高齢化が進む中、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

しかし、山村の基幹産業である農林水産業は、農産物価格や木材価格の低迷等により停滞しており、後継者不足、配偶者不足、若年層の流出という問題が生じている。

このため、地域の中心となる経営体及び地域内外からの新規就業者を幅広く確保するとともに、高い経営力や生産力を育てる教育・研修を充実するなど、本県農林水産業の発展を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。

また、女性が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍す

る場の確保を進めるなど、多様な人材の確保に向けた労働環境の整備を図る。

主な施策

- ・新規就農者の確保・育成と競争力の高い経営体の育成を推進
- ・地域の森林経営を推進する林業経営体の確保・育成と新規参入を促進
- ・就労条件等の改善や研修等による林業従事者の確保・育成を推進
- ・女性ならではの視点を活かして、多様な相談に応じる窓口機能やネットワーク構築など交流や情報交換を促進

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

山村に生息する野生鳥獣による林木被害は減少傾向にあるものの、過疎化や農業従事者の高齢化に加え、サルやイノシシによる農林業被害により、耕作放棄地が拡大するなど、地域の深刻な社会問題となっている。また、クマによる人身被害、農業被害が報告されている。

このため、野生鳥獣との共生が可能となるよう、保護管理対策のほか、侵入防護網の設置、忌避剤の散布による農林業被害の防止など、総合的な対策を進める。

主な施策

- ・鳥獣被害対策の指導者及び鳥獣被害対策実施隊員の人材育成を推進
- ・侵入防止柵の設置や、加害個体の捕獲、緩衝帯の設置を推進
- ・生息域の拡大に対応し、市町村や隣県との連携強化を推進

(15) その他施策

本県の山村においては、人口の減少や高齢化は避けられず、活力が低下してきている。

このため、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・女性や若者の活躍を促進する環境の整備を推進
- ・住宅支援等の移住定住に向けた受入体制の整備を促進
- ・食文化、伝統芸能等の伝承を支援
- ・地域住民活動を推進する人材育成を推進

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である第3次山形県総合発展計画（平成22年3月）及び短期アクションプラン（平成29年3月）を作成し、「緑と心が豊かに奏であい一人ひとりが輝く山形」を基本目標として各種施策の推進に取り組んでいる。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域にも指定されており、過疎地域自立促進方針（平成27年11月策定）及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。